

# 高知県公報

発 行 高 知 県  
高 知 市 丸 ノ 内  
一 丁 目 2 番 20 号  
発 行 日  
毎 週 2 回  
(火 曜 日 ・ 金 曜 日)

## 目 次

告 示		ペー ジ
○新たな町の区域の画定の届出	(市町村振興課)	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出	(経営支援課)	1
○大規模小売店舗の新設の届出に関する意見の概要	( “ )	1
○告示(漁業災害補償法による区域及び区分の定め)の一部改正	(漁業経営課)	2
○公有水面埋立ての免許の出願	(漁 港 課)	3
○国土調査の成果の認証	(用地対策課)	3
○建築基準法による道路の位置の指定	(建築指導課)	3
公 告		
○争議行為の予告	(雇用労働政策課)	3
	<10・11揭示>	
○換地計画の適否決定(馬路村馬路土地改良共同施行)	(農業基盤課)	4

## 告 示

### 高知県告示第676号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、高知市長から次のとおり町の区域を新たに画する旨の届出があった。

この処分は、平成20年1月1日からその効力を生ずる。

平成19年10月23日

高知県知事 橋本 大二郎

新たに画する町の名称	左欄の区域に該当する区域	
	町名	大字名
春野町弘岡上	春野町	弘岡上
春野町弘岡中		弘岡中
春野町弘岡下		弘岡下

春野町西分	西分
春野町芳原	芳原
春野町内ノ谷	内ノ谷
春野町西諸木	西諸木
春野町東諸木	東諸木
春野町秋山	秋山
春野町甲殿	甲殿
春野町仁ノ	仁ノ
春野町西畑	西畑
春野町森山	森山
春野町平和	平和
春野町南ケ丘一丁目	南ケ丘一丁目
春野町南ケ丘二丁目	南ケ丘二丁目
春野町南ケ丘三丁目	南ケ丘三丁目
春野町南ケ丘四丁目	南ケ丘四丁目
春野町南ケ丘五丁目	南ケ丘五丁目
春野町南ケ丘六丁目	南ケ丘六丁目
春野町南ケ丘七丁目	南ケ丘七丁目
春野町南ケ丘八丁目	南ケ丘八丁目
春野町南ケ丘九丁目	南ケ丘九丁目

備考 小字の区域及び名称については、従前のおりとする。

### 高知県告示第677号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項

において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成19年10月23日

高知県知事 橋本 大二郎

### 1 届出の概要

#### (1) 届出者の名称

シキボウ株式会社 代表取締役 加藤 禎一

#### (2) 届出者の住所

大阪府大阪市中央区備後町三丁目2番6号

#### (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール高知  
高知市奏南町1-144-1

#### (4) 変更した事項

大規模小売店舗の名称  
(変更前)イオン高知ショッピングセンター  
(変更後)イオンモール高知

#### (5) 変更年月日

平成19年9月22日

#### (6) 変更理由

運営会社(イオンモール株式会社)の合併に伴う店舗名称の変更のため

### 2 届出年月日

平成19年10月5日

### 3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

### 4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

### 高知県告示第678号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成19年10月23日

高知県知事 橋本 大二郎

1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示

平成19年7月高知県告示第467号

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスト電器朝倉店  
高知市朝倉丙323-1 ほか16筆

3 意見の概要

(1) 当該施設の室外機(冷暖房機)は、高知市公害防止条例の特設施設に該当しており、当該施設の立地域は、騒音規制の第3種地域に指定されています。騒音予測の結果では、当該施設の騒音は、環境基準内ではありますが、荷さばき作業及び外部用放送の音量などにおける変動騒音について、周辺の住民への配慮をお願いします。

なお、周辺の住民からの苦情等があった際には、騒音防止に努めるようにお願いします。

(2) 届出場所の用途地域は、準工業地域です。この場所に高さ12メートルを超える建築物又は地階を除く階数が4以上の建築物を建築する場合は、建築確認申請の手続をする前に、「高知市中高層建築物指導要綱」に基づく届出をしてください。

(3) 東側市道(朝倉98号線)は、幅員約6.3メートルの道路で、当該店舗北端において終端となっており、この市道から米田踏切南側までの道は、私道及び高知市管理の法定外公共財産を含む土地です。更に、市道と南側県道との交差点部は、歩行者用信号機の設置のみで、車両の出入りには適していません。このような市道に対して、別途設ける県道への出入口より広い出入口(12メートル超)を設け、車両を出入りさせることは好ましくないので、市道への出入口を6メートル以内に縮小してください。

高知県告示第679号

昭和49年10月高知県告示第523号(漁業災害補償法による区域及び区分の定め)の一部を次のように改正する。

平成19年10月23日

高知県知事 橋本 大二郎

2 小型漁船漁業以外の漁業の表中

「土佐清水市下ノ加江」	土佐清水市漁業協同組合の地区のうち旧下ノ加江漁業協同組合の地区	1 小型かつお漁業及び小型まぐろ漁業 2 1に掲げるもの以外で総トン数20トン未満の漁船により行う漁業
土佐清水市以布利	土佐清水市漁業協同組合の地区のうち旧以布利漁業協同組合の地区	1 小型まぐろ漁業及びその他小型つり・延縄漁業(総トン数20トン未満の漁船により行うつり・延縄漁業をいう。) 2 定置漁業
を		
「土佐清水市下ノ加江・以布利」	土佐清水市漁業協同組合の地区のうち旧下ノ加江漁業協同組合の地区及び旧以布利漁業協同組合の地区	1 小型かつお漁業及び大型定置漁業 2 小型まぐろ漁業 3 小型定置漁業

に改める。

高知県告示第680号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により公有水面の埋立てについて免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定によりその要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び関係図書は、この告示の日から起算して3週間高知県海洋部漁港課及び高知県幡多土木事務所宿毛事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年10月23日

高知県知事 橋本 大二郎

1 公有水面埋立免許出願者の住所及び氏名又は名称

高知市丸ノ内一丁目2番20号  
高知県（高知県知事 橋本 大二郎）

2 埋立区域

(1) 位置

宿毛市沖の島弘瀬字弘瀬325番1から325番3まで、329番、330番2及び797番2地先の公有水面

(2) 区域

次の点1から点10までを順次に直線で結んだ線、点10と点11を結ぶ平成18年秋分の日の満潮位（DLプラス2.31メートル）における公有水面と陸地との境界線、点11から点22までを順次に直線で結んだ線及び点22と点1を結ぶ平成18年秋分の日の満潮位（DLプラス2.31メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域並びに点23と点24を直線で結んだ線、点24と点25を結ぶ平成18年秋分の日の満潮位（DLプラス2.31メートル）における公有水面と陸地との境界線、点25と点26を直線で結んだ線及び点26と点23を直線で結んだ線により囲まれた区域

点1 沖の島漁港（弘瀬）漁港原点（北緯32度42分47秒・東経132度33分00秒）から357度23分18秒29.47メートルの地点

点2 点1から33度21分50秒16.80メートルの地点

点3 点2から123度21分50秒1.50メートルの地点

点4 点3から33度21分50秒2.70メートルの地点

点5 点4から303度21分50秒1.50メートルの地点

点6 点5から33度21分50秒17.30メートルの地点

点7 点6から123度21分50秒1.50メートルの地点

点8 点7から33度21分50秒2.70メートルの地点

点9 点8から303度21分50秒1.50メートルの地点

点10 点9から33度21分50秒17.14メートルの地点

点11 点10から134度10分12秒4.14メートルの地点

点12 点11から182度57分49秒6.87メートルの地点

点13 点12から114度08分39秒1.10メートルの地点

点14 点13から203度54分53秒10.25メートルの地点

点15 点14から203度19分42秒0.44メートルの地点

点16 点15から244度58分06秒5.32メートルの地点

点17 点16から205度53分48秒5.08メートルの地点

点18 点17から205度57分25秒10.08メートルの地点

点19 点18から207度32分23秒10.05メートルの地点

点20 点19から207度33分18秒4.64メートルの地点

点21 点20から303度21分50秒5.02メートルの地点

点22 点21から213度35分15秒5.40メートルの地点

点23 沖の島漁港（弘瀬）漁港原点（北緯32度42分47秒・東経132度33分00秒）から15度11分30秒83.52メートルの地点

点24 点23から44度40分32秒2.13メートルの地点

点25 点24から134度40分32秒1.04メートルの地点

点26 点25から224度40分32秒2.13メートルの地点

(3) 面積

481.79平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

宿毛市沖の島弘瀬字弘瀬325番1から325番3まで、329番、330番2及び797番2地先の公有水面及び公共空地

(2) 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び点Jと点Aを直線で結んだ線により囲まれた区域

点A 沖の島漁港（弘瀬）漁港原点（北緯32度42分47秒・東経132度33分00秒）から306度12分41秒77.40メートルの地点

点B 点Aから33度21分50秒98.27メートルの地点

点C 点Bから134度10分12秒80.44メートルの地点

点D 点Cから227度42分12秒9.29メートルの地点

点E 点Dから219度27分53秒6.51メートルの地点

点F 点Eから210度28分19秒7.21メートルの地点

点G 点Fから204度07分17秒6.01メートルの地点

点H 点Gから203度38分35秒24.37メートルの地点

点I 点Hから206度12分09秒11.11メートルの地点

点J 点Iから210度42分13秒19.56メートルの地点

(3) 面積

7,236.58平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 出願年月日

平成19年8月9日

高知県告示第681号

安芸市穴内乙の一部地区、高岡郡中土佐町久礼の一部地区及び幡多郡大月町姫ノ井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成19年10月23日

高知県知事 橋本 大二郎

1 調査を行った者の名称

- (1) 安芸市
- (2) 中土佐町
- (3) 大月町

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 安芸市穴内乙の一部  
平成17年度及び平成18年度
- (2) 高岡郡中土佐町久礼の一部  
平成17年度及び平成18年度
- (3) 幡多郡大月町姫ノ井の一部  
平成16年度及び平成17年度

3 成果の名称

- (1) 安芸市地籍図及び地籍簿
- (2) 中土佐町地籍図及び地籍簿
- (3) 大月町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

平成19年10月23日

高知県告示第682号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成19年10月23日

高知県知事 橋本 大二郎

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
安芸市矢ノ丸一丁目	1101番 (ただし、次の図に示す部分に限る。)	5.70	34.99	「次の図」は、省略し、高知県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

公 告

平成19年10月11日付けをもって健保労組高知病院支部支部長熊澤幸子から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成19年10月11日（揭示済）

高知県知事 橋本 大二郎

## 1 事件

- (1) 増員要求について
- (2) 諸手当要求について
- (3) その他の要求について

## 2 日時

平成19年10月22日午前零時以降、本問題の要求解決に至るまでの期間

## 3 場所

厚生年金高知リハビリテーション病院施設の全職場及び敷地

## 4 争議行為の概要

3の場所の全体又は一部において、すべての業務の停止等のあらゆる形の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員は配慮する。



土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第1項の規定により、馬路村馬路土地改良共同施行の行う馬路村馬路地区（馬路換地区）の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年10月23日

高知県知事 橋本 大二郎

## 1 縦覧に供する書類

- (1) 換地計画書の写し
- (2) 現形図及び換地区

## 2 縦覧期間

平成19年10月23日から同年11月20日まで

## 3 縦覧場所

馬路村役場

## 4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。